方から、公聴会などを通じて、彼我の対決が行われるとのことでした。」

――つぎに英国の運動はどうでしたか。

「日本の使用済燃料の再処理を引き受けようとの政府の方針に対して、猛烈な反対が起こっています。エネルギー大臣が、〝ウインズケールにある再処理施設の安全性が確認され

[illegible]

いろいろの人たちと会うことができました。タンブリン博士は、米国政府に対し、現行の放射線許容量を$\frac{1}{10}$にし、プルトニウム（ホットパーティクル）については千分の1に引き下げるよう請願していたが、最近、却下されたとのことでした。しかし、却下の理由が全

くなっていないと意気軒こうでした。また、例の映画〝サム・ラブジョーイの核戦争〟に出てくる〝戦場〟にも行ってきました。ラブジョーイさんと一しょに行きましたが、原発敷地内の倒された観測塔は、まだ一部が残されていましたが、新しい塔が建てられ、そのまわりには電子監視装置がつけられていました。原発はその後も建設されておらず、モンタギュー村では、賛否がほぼ同数になるまで、反対が高まってきているとのことでした。」

――カリホルニアの運動については

「投票の結果は、運動側の予想とほぼ一致していました。原発規制の市民立法に賛成した人は、最終的には３４.７％、約２００万人に達しました。結果が判明した後のテレビ会見でも、勝ったはずの推進側の方が、かえって、さえない顔つきだったのが印象的です。投票前のサンフランシスコでは、市民立法賛否両派の、ステッカーやポスターが、街を走るクルマや電車にまで貼られていました。都市部のサンフランシスコでは立法賛成派が勝っていました。推進側は投票直前には、「知事が出した規制案で十分だ。市民立法が成立すると失業者が増える」ということに宣伝の重点を置いていました。

投票結果については、原発反対派の人たちは、「すぐに他の州での投票や、２年後の中間選挙の時に予定されている、カリホルニアでの再度の投票の準備にとりかかる」と張り切っていました。もっとも、ゴフマン教授は「これからは、安全性とともに経済面についても宣伝を強化しないと」と、かなり深刻に受けとめていました。

ネーダー氏とは、開票速報をテレビで見ながら、いろいろ話し合いました。彼は「市民立法が３割以上の賛成を得たら、推進派もそう容易には動けない。こんどの知事提案も、市民運動のつきあげの結果で、内容もかなり評価できる。こんどの投票結果で悲観するどころか、必らず勝てると思っている」と、前回の渡米の際会った時より、一そう自信に充ちて話していたのが印象的でした。」

――最後にまとめの感想を

「どこの国でも、反原発運動は同じような苦しみを味わいつつ、孤立した斗いから、その戦線を拡大しています。そして逆に、原発推進派の計画はベタ遅れとなっています。各国では、国全体の政策問題として議論されていますが、その点では、日本は遅れています。今回の会議や交流を通じて、お互いの事情を知り合ったということは、こんごの世界の反原発運動の中で、血となり肉となって役立つことだろうと思っています。」

――どうも長い間、ありがとうございました。

市川さんは帰国後も多忙な日々を送っておられますが、各地の皆さん方への報告には、できるだけ時間をさきたいと云っておられますので、希望される方は、市川さん直接か、世話人までご連絡下さい。

会計報告（７月１０日現在）

収入

協力カンパ	1433995

支出

市川代表派遣費	1112315
（航空運賃	625000）
行動・宿泊費	487315
印刷費	30000
郵送料	14930
為替手数料	1090
計	1158335
差引残金	275660

なお、第１回ニュース発行後、下記の方々から支援のカンパが寄せられました。

甫本良吉（熊野）、田辺栄作（新潟）、社会党新潟県議団。

伊方原発粉砕労学共斗3名不当逮捕(3)

絶大な支援と圧倒的カンパの集中を！

愛媛県西宇和郡伊方町九町越に、四国電力が原子力発電所の建設計画を発表してから4年が経過しました。この間、地元九町の反対共斗を中心として、ボーリング調査阻止斗争・120日間にも及ぶバリケード斗争など、ありとあらゆる手段を用いて、反対派住民は原発反対斗争を斗ってきました。「住民の命と生活を守れ！」「故郷を守れ！」という人間として当然な主張は、4年にわたる根強い斗争の中で、三崎半島住民の強い支持をうけ、三崎半島全域に反対運動は広がっていきました。しかし、四国電力側も、県・町・警察権力をバックにして、強面埋立て―原発関連工事を強行し、着々と既成事実を作り、また、地元ボスを使って反対派住民の切り崩しを行うなど、卑烈な手段をとってきています。これに対し、伊方原発粉砕労学共斗会議は、昨年2月に現斗を開始し、地元での情宣活動を主に住民と共斗し、反対斗争を斗ってきました。

昨年11月、労学共斗は、住民と共に、科学技術庁及び原子力学会において、伊方原発の安全審査委員を追及し、審査が違法かつ不当なものであったことを認めさせました。そして、この学会での追及をもとに、1月27日、内閣総理大臣に対し、原発建設認可の取消しを求める異議申立てを行いました。これは、住民の安全を全く無視した形で進んでいる政府の原子力発電所推進政策に対する、住民の側からの最初の反撃であり、当該行政庁たる科学技術庁から未だに反応がないので、再度内閣総理大臣に対して、異議申立の審理に申立人の立合いを求めると共に、申立人の意見を述べる機会を与えるよう申立を行いました。現在、原発の危険性に対する住民の認識が高まり、世論の高まりもあって、原発反対斗争は全国各地で斗われており、今回の意義申立てにより、個別伊方だけの斗争から、全国の原発反対斗争・反公害斗争の共通の問題として普遍化したのであります。伊方斗争が全国化し、原発反対運動が盛り上がることを恐れた四国電力並びに県・町は、警察権力でもって住民運動に介入して反対派住民と労学共斗を分断し、原発粉砕斗争を破壊すべくその機会をうかがっていたのです。

このような情勢の下に、今まで中立を守っていた地元町見農協が、県・町の圧力により賛成派に回り、理事が原発促進の署名を集め始めました。そこで、反対共斗を中心とする農協組合員は、賛成派幹部に対し連日追及して、幹部は辞任するという確約を得、現地は緊迫した状況になりました。この様な折、2月14日に農協大会が開かれ、2度までも辞任すると言っておきながら居直り続ける組合長

の原発反対斗争・反公害斗争の共通の問題として[illegible]
発反対運動が盛り上がることを恐れた四国電力並びに県・町は、警察権力でもって住民運動に介入して反対派住民と労学共斗を分断し、原発粉砕斗争を破壊すべくその機会をうかがっていたのです。

このような情勢の下に、今まで中立を守っていた地元町見農協が、県・町の圧力により賛成派に回り、理事が原発促進の署名を集め始めました。そこで、反対共斗を中心とする農協組合員は、賛成派幹部に対し連日追及して、幹部は辞任するという確約を得、現地は緊迫した状況になりました。この様な折、2月14日に農協大会が開かれ、2度までも辞任すると言っておきながら居直り続ける組合長・事務に対し更に追及が行われました。そして、その最中に、相てゼリコを吐いて2人は逃げようとして、とり囲んでいた反対派住民・労学共斗と組合長とがもみ合いになりました。この時、待機していた愛媛県警は、出て来た組合長を無理やり病院へ連れて行き、「全治一週間」の診断書をとり、「暴行傷害」をデッチ上げ、翌日労学共斗3名を逮捕し、**うち2名を起訴しました。**

これは、2月19日から始まる予定であった国道バイパス工事、更には、3月末の原発本工事着工に向けての事前の攻撃であり、昨年11月になされた原子力産業合メンバーへの追及以来、住民と一体となって果敢に斗ってきた伊方労学共斗と反対派住民を分断しようとする国家権力の斗争圧殺に他ならず、住民運動に対する不当介入であり、全国各地で斗われている反公害運動に対する不当弾圧であります。

すべての反公害運動を斗っている皆さんに、住民の反公害斗争に対する国家権力の不当弾圧に屈せず、伊方原発粉砕斗を更に強化し、全国化し、普遍化して、伊方に原子力発電所をつくらさないために、伊方斗争への絶大な支援と、伊方原発粉砕労学共斗会議への圧倒的なカンパを要請します。

☆ 伊方原子力発電所粉砕斗争に絶大な支援を

☆ 伊方原発粉砕労学共斗会議へ圧倒的カンパの集中を

[illegible]

〝ゲンパツ〟にあらがう人びと

――愛媛県西宇和の住民運動をみる――

瀬戸内海の一角に〝ゲンパツ〟が居すわろうとしている。ゲンパツ、つまり原子力発電所である。予定地では着々と海の埋立てが進む。原子力委員会も「安全」の判定をくだした。総理大臣までが、設置許可をあたえた。だが、かずかずの既成事実にもかかわらず、住民のあらがいはジリジリと輪をひろげつつある。愛媛県西宇和の地域住民はいま、何を考え、何をめざしているのか。

編集部

ひと口に、「三崎十三里」と呼ばれる愛媛県・佐田岬半島。四国の西北端から九州に向って突出た刃渡り三〇㌔あまりの細長い剣状の半島である。

この半島の二月は、夏ミカンとイカ釣りの季節。海にはさまれた段々畑はオレンジ一色で埋まり、夜は夜で、イカ船のいさり火が宇和海いっぱいに広がる。

「ちーと手短い（余裕がない）が、高望みしなければ、のーんびり生きていけますらい」といわれる暮しがそこにある。

この半島のつけ根近くに、西宇和郡伊方町がある。人口九千あまりの、半農半漁の町だ。コウモリが翼をひろげたようなこの町の、西の翼の入口に九町と呼ばれる集落がある。昭和三〇年の町村合併までは、旧町見村役場があったところだ。同じ伊方町といっても、町役場のある中心地・湊浦地区とは、宇和海沿いにいくつもの山にへだてられ、旧村意識が濃厚な地域である。

ゲンパツが居すわりを目ざすのは、この九町地区から山ひとつ越した伊予灘側の九町越と呼ばれる旧漁村である。

ゲンパツの元締・四国電力の計画では、出力五六万六千㌔、昭和五二年四月から営業運転開始予定で、2号炉の設置も計画されている。

ゲンパツ反対運動の震源地・九町では「原発反対・原発粉砕」「皆で守ろうこの郷土」といった看板がバラバラと目につく。

「原発の道」を隠して

国道に面した古い一軒の格子戸に、「伊方原子力発電所設置絶対反対」と大書した横幕が張られていた。「伊方原発反対共闘委員会」のリーダー、川口寛之さんの家だ。奥の八畳間で、二〇人ほどが集って、びっくりするほど熱したやりとりがかわされていた。

「いいですか、あんたがた。この村ができて五五〇年このかた、山の中腹に道路をつけることが一番の願望じゃった。それが197号の新設だちゅうて、この九町地区には頂上線を通そうとなさる。隣の伊方までは人家近くを通すことにしてじゃ。これじゃあ、ゲンパツの物資輸送道路にはなっても、わしらの生活道路にはならん。新しい道路には、ゲンパツ用の送水管まで埋めこまれるそうじゃ。ゲンパツができてわしらがおれんようになる計画に、どうして協力できるじゃろうか」

つかみかからんばかりの勢いだ。顔ぶれのほとんどが、しわ深いお年寄り連中である。「あんたがた」といわれたのは、建設省四国地方建設局大洲工事事務所の板東正和所長ら三人のお役人。

もともとは、このやりとり、昨年一〇月から再々、新国道の測量を名目に「無断で」畑にふみこまれ、農民が樹木や作物をいためられたことに端を発している。ただでさえ、ゲンパツには神経過敏になっているところへ、ずかずかと測量が踏みこんできたのだから、地元民がカリカリくるのも無理はない。

お役人側は「区長さんはじめ、各種団体の長にお願いしていたことで、決して無断ではございません」と弁明につとめるが、この「各種団体の長」が、あげてゲンパツ誘致に回っているとあって、この場の人たちには一向に通用しない。おまけに、あくまで測量を拒む場合には、土地収用法をタテに機動隊の力まで借りて強行するとまでいわれて、人々の怒りはつのるばかり。

「私どもは国の公共事業として、子に孫にご利用いただいて本土なみの生活に近づいていただくのが目的で、送水管など埋めることはございません」という建設省側の説明にも簡単には引下がらない。

ともかく、「〝中央線〟を通せという

みなさんのご意思を中央に伝えます」とお役人が立去った直後に、重大な情報がはいった。

八幡浜にある四国電力の伊方原子力発電所準備所が、すでに建設省とのあいだで国道に送水管を通す約束ができていること、橋梁には重量賦課金まで支払っていることを明らかにした、というのである。

「あの人たちは、あんなかわいいことをいっとっても、やっぱりハラのなかは原発道じゃった」という不信が、この場で一気に噴きあげた。

一臨の人びとは、残らず一反対共闘一のメンバーであり、ゲンバツの話が持上がってから足かけ四年間、運動を進めてきた面々であった。

「出発は、公害反対だけだったんですよ」と、「委員長」の川口老人は語りだした。

ことし六七歳。三四年から一期、伊方町町長もつとめた人だ。もともとは、「保守の権化」をもって認じていた。

「それが、そもそも土地の取得に始って、漁業権を放棄させるところまで、どれもこれも企業と町と県が一体になってサギ的手段をとってくる。今では完全に自民党否定ですらい」と、百八十度の変身ぶりである。

川口さんがいう「サギ的手段」とは、いったいどんなものだったか。

その一つが土地問題だ。四四年七月、この土地の地主一二九人が町役場に招集され、だしぬけに「土地売買契約書」を見せられてその場で捺印を求められた。当時はまだ、放射能の恐怖もおぼろげだった地主たちは、キツネにつままれたように判を押してしまった、という。その場でウソといわなかったものも、町役場の役人や町議にせっつかれて、二カ月後には一一〇人が判を押してしまった。

ところが奇妙なことに、この契約書には原子力のゲの字も見当らず、四国電力と町がボーリング調査などをして、「発電所敷地として適地であると確認することを停止条件とする」とあった。つまり、予定敷地を調査してだめなら四電側は一方的にご破算にできるという契約内容だったのだ。

一〇月には、九町の地主を中心に「反対共闘」が誕生した。「放射能がミカン畑にふったら、生活はメチャメチャじゃ」「温排水が海に流れこんだら、漁場がのうなるけん」ということで、「手短い」農民、漁民も加わった。お年寄りや女性が圧倒的に多い。

その後、四国電力のボーリング強行にビクをはったり、反対デモを組んで警官にもだいぶいたい目にあわされてきた。いまでは、「町は四電の番頭じゃ。警察は企業の番犬じゃ」という意識が、九町の反対派の人びとのなかにしみわたっている。

もちろん、誘致賛成に転じていった地主も少なくない。だから人口三千あまりの九町地区に、賛成派と反対派の目に見えぬ〝線引き〟が進み、親兄弟がいがみ合うという光景が少なからず見られる。「ゲンバツ工事が進んで、ここの住民の人心は途方もなく荒廃してしまった。これは、放射能と同等の被害じゃ」と川口老人はなげくのである。

「ほんの一部ですらい」

「サギ手段」の第二は漁業権放棄に関してである。元来、九町に本拠地を置く町見漁協は宇和海と伊予灘両面に漁場を持っていたが、温排水の危機に直接さらされる伊予灘側は数のうえで少数派であった。四六年一〇月一二日の臨時総会で電力会社のガードマンまで導入して、「原発誘致可決」を宣言した。議事録もない決議をめぐって、反対派漁民は知事あてに取消しを請求したが、白石知事はこれを却けた。これを土台に同年一二月二六日の漁協臨時総会は六億五千万円の補償金と引替えに漁業権を放棄した。はじめの提示額が二億七千万円だから、宇和海側の漁民にすれば笑いがとまらない値段だったといえよう。

当時の漁協組合長の松田十三松（とみまつ）さんは、「危険だ、危険だ、いいましたところが、偉い人たちが具合ようやって下さる、というラクな気持でおります。本当にあぶないものじゃったら国がやるはずがなかろう、思うちょりました。世の中、結局はこれの問題でずよ」といって指でマルをつくって見せた。

しかし、伊予灘に面した人びとの怒りと不安は日を追って増すばかり。人家の立退きはとっくに終り、ガケを切りくずして九町越の埋立て工事が進み、この三月には1号原子炉の着工が予定されていても、原発反対のホコがおさまる気配はない。

町見漁協の漁業権売渡しと前後して、伊方町の東隣、保内町磯津地区の漁民からゲンバツ反対のノロシが上がった。宇和海側から三、四百mほどの山の腹をいくつも巻いて伊予灘側に出ると南側より一回り小さい部落がガケ下の入江にしがみついている。それが磯津だ。半島の伊予灘側は「根つけ漁業」といわれるサザエ、アワビ、海草類の宝庫である。「温排水が流れ出したら、わしらもサカナもろにやられる」という受けとめ方が、半島全域にひろがるのに、さして時間はかからなかった。

「伊予灘の海に生命をかけて原子の火を阻止する」という旗印の下に、東の磯津、町見漁協の〝少数派〟、それに半島の西のはずれに近い三崎町の漁民までが結集した。

昨年四月にはついに、磯津と三崎の漁民を中心とした伊予灘漁民が、原発用地の埋立て海域にはタコ一本釣りの入漁権がある、として埋立て工事中止の仮処分申請と入会権確認の裁判を起した。

町見漁協がこの水域に漁業権をもっていることは認めるが、伊予灘に面する漁

民のタコ一本釣りは徳川時代から認められてきた入会権だ。愛媛県知事はこれによって生活してきた関連地区漁民の権利を無視できないはずだ、という主張である。

それに、国の「安全審査」への根強い不信もある。昨年六月六日、原子力委員会の原子炉安全専門審査会伊方部会のメンバー七人が現地視察に来た。「ところがみんな、四国電力の作業服にヘルメットをつけ、四電の社員の案内で一時間ほど見回っただけですらい。地元の人間の声は、よう聞こうとしなかった」――こんな不満や憤りの声が、九町はじめ、あちこちで聞かれた。

「あれが原子力基本法にいう〈民主、自主、公開〉の原則というものじゃろうか」と音をかしげるのだ。

磯津と同じ保内町にもう一つ〝ゲンパツ反対〟の核が生れていた。昨年五月、電力会社の伊方原発建設許可申請書に「水は保内町より取る」とあることがわかって、この町の「水を守る会」が立上がったのである。

原発は真水、人間は塩水

四五年九月の保内町議会は、「この地域の地下水に余裕があれば供給するよう努力する」趣旨の決議をしている。しかし、「やるといわない地下水を取ると書かれた」と町民は反発した。それだけではない。四三年の愛媛大学の調査によると、すでに取水過剰になっていることも明らかになった。

「ここは、天水がたまればいい、という山間部とは違うんですよ。いったん塩水におかされてしまったら、一〇〇年や二〇〇年は地下水が使えなくなる。原発送水の代償として、ダムもつくってやろう、小学校や中央公民館をつくってやろう、とおみやげをもらってすむ問題じゃろうか。ゲンパツが真水を使うて、人間が塩水に苦しむ、なんてバカなことが許されますか」町議のかたわら牛乳屋を営んで運動を引っぱっている矢野浜吉さんは、せつせつと訴える。

だから、保内町での水を守る運動は文字通り、ゲンパツののど元を押えつける効果をもっている、と矢野さんはいうのだ。矢野さんらは現在、送水賛成にまわっているこの町の町長、議会の多数派を町民の意思でくつがえすために、じっくり署名運動に取組んでいる。

町議会での矢野さんの質問に、保内町町長は「（高知県・四万十川上流の）野村のダムから水がきたら、この町へ切替えるから、それまでゲンパツに水をやってくれ」と答えたそうだ。しかし、ついこの二月の初めに高知県側の四万十川水系漁民は、愛媛県への分水に反対する総決起集会まで開いており、ことはスンナリ進みそうもない。

しかし、矢野さんも認めるように、水を守る運動が必ずしも一気に「ゲンパツ反対」に結びつかない面もある。保内町は、原発予定地からざっと一六㌔も東に寄っており、海域も宇和海である。となれば、この運動体のなかに「水はやらんがゲンパツはかまわん」という人たちと「水もやれんがゲンパツもいかん」という人たちがまじるのも、自然かもしれない。

「これをどちらか一方にまとめたら、運動は崩れますな」と矢野さんはあせる様子もなく、原子力発電所の泣きどころをじわじわと締めあげつつあるのだった。

さて、こうした土地、海、水と、それぞれ出発点はちがうが、「原発阻止」の志を同じくする人びとが、東は八幡浜から西は佐田岬半島の西端まで、宇和海側からも伊予灘側からも合流して「伊方原発反対八西連絡協議会」という一大連合戦線をつくりあげた。四七年九月はじめのことだ。「八」は八幡浜、「西」は西宇和郡からとった。会長は、「反対共闘」の委員長でもある川口さんである。

八西連絡協は、さっそく代表団一五人を上京させ、通産省、科学技術庁、水産庁などへ「原発絶対反対」の意思を伝えた。一一月には安全審査会の内田秀雄会長と会い、以下のことを引出した。原子炉の運転には不可欠である用水の確保について四国電力側が住民の同意を得ていない事実を知らずに審査を進めたこと、温排水の影響についても審査会としての調査はまるでしていないこと、さらに原発建設用地の土地契約は全部ケリがついている、という四電側の報告をウのみにして許可を与えたこと、などである。

「安全審査会というのは、原子炉そのものの安全性についてだけ審査すればいい、と学者先生はおっしゃったが、そんなことで、生活の場がおびやかされるものが納得のいくものじゃろうか」とこの人たちは、いささかあきれ顔でいう。

その気持が、一月末に科学技術庁を通して田中首相に出された「昨年一一月二八日付で首相が決定した伊方発電所の原子炉設置許可処分を取消せ」という異議申立書に発展した。原発の原子炉設置許可に対して、住民が行政不服審査法にもとづいて異議を申立てたのは全国でも初めてのケースである。

「三本の矢が一本」になり、「かやる（返る、転向する）ものはかやってゼイ肉をとってしもうた」という反対運動の人びとは、「もう勝つことしか頭にないですらい」とホゾを固めている。

深夜におよぶ集会が続いても、「四〇〇万や五〇〇万カネもろうても、くらしていけようかい」という気があるから、さして苦ではないようだ。

がんばる「学生さん」

それにしても、老人が先頭に立つ運動がここまでひろがったについては、郷土意識のほかにもう一つのエネルギー源がある。「関西労学共闘会議」がそれだ。地元の人は「学生さん」と呼んでいるが、九町地区の掘立小屋に住みつく若も

のたちである。四五年八月から一人住み、二人住みして、この「現地斗争本部」、略して「現斗」には、いつも四、五人が〝定住〟している。

彼らの武器は小型軽四輪車一台。これにスピーカーをつけて、あちこち点在する半島の各地区にこまめに入っては、「住民の意思を無視して強行される原発に徹底的に反対しましょう」とおらび声をあげる。呼集めるという意味をもつ「おらびだし」という機関紙も、七二年三月創刊以来、この一月末で二二号を数えた。一回に八千部を刷って、東の保内町から西は三崎町まで[illegible]ムダなく各戸配布するのだから、相当な作業だ。

このグループは、また、住民の集りには欠かさず顔をみせる。「この運動全体のなかでは、われわれはカスミみたいなもの。結局はこの人たちが勝たんと勝ちきれん」という意識があるから、住民に向っても[illegible]ああやれ、こうやれ、といった差出がましいことはいっさいいわない。しかし、地元民だけでは力不足なところには、どんどん力を貸す、といったかかわり方である。行政不服の異議申立てを計画し、科学評論家の星野芳郎氏や大阪大学理学部の久米三四郎講師らと連絡をとって立案したのも、彼らの動きによるものだ、といわれる。

「学生さん」とはいっても、学生あり、大学院生あり、もはや大学とは縁を切った保険の外交員、ラーメン屋、女性用具専門店員など、さまざまな職業を遍歴してきた自称「ルンペン」もいる。むろん、特定の党派とのつながりもない。

伊方につながる動機もさまざまだ。「ここの人たちの必死な生き方、職い方に感動した」というものもあれば、「たまたまピクニックに来て居つづけてしまった」という例もある。あるものは、「大学闘争の観念主義的な行き方や学問というもののアホらしさにあいそがつきた」といい、また別のものは、「大学や社会で八方ふさがりを感じたいうこともあるなぁ」というのだ。

はじめは、土地の人たちも半信半疑だった。〝かっこいい闘い〟をめざす行きがけの駄賃ではすまなかったからだ。しかし「革新」を標榜する政党も、このグループほど日常のこまごました領域までは、手を貸してくれなかった。

「現斗」独自のきわだった行動としては、昨年一一月二四日午前七時から、町役場前で一〇〇時間にわたっておこなったゲンパツ抗議の断食がある。いつも彼らにカンパの野菜やタバコなどとどける地元民はこの時も食べものはおろか、ウイスキーまで持込んだという。

「わしら、原則としては自前の費用で闘争を続ける。差入れは断る、という方針なんだが、地元の人たちの好意は断りきれんことが多いんです」と、彼らは苦笑している。

ところで、この若ものたちにとって「伊方」とは何なのか。重い口を開いて出てきた答えは――、

――伊方の問題は伊方のものにしか属さないとしたら、ぼくらは何もやらんでしょう。いまいるところがふるさとだ、と思わなければ何もできない。ここの農民の土地なり海なり水は、ここの人たちだけの問題じゃない。

住民運動はその土地に居ついたものしかできないものではないと思う。

――ぼくらも、日本のあちこちの人びとも、「権力」に負け続けてきてる。そのために伊方では勝たなあかん。新全総（新全国総合開発計画）や日本列島改造ですっかりローラーをかけられてから、努力をたてなおしたり、レーニンみたいな思想家が出てきても、もうそのときは、ぼくらの行き場のない国になってしまってるいうことですよ。

「あの人たちは噴火山じゃ。とても年寄り連中だけではこれだけのことはようせなんだ。明治維新の西郷吉之助であり坂本龍馬でしょう。新しい日本をつくるのはこういう人たちじゃ。ど家老がど一新をやんなすったかな」

ゲンパツ反対の住民は、〝学生さん〟たちがいなくとも自分らの運動はトコトン進める、といいきる一方で、彼らに対する好意をかくそうとしない。

ここにも「声なき声」

これに対して、反対運動の起点となった伊方町のおエラ方の考え方は、あまりにもへだたりがあるようだ。

たとえば、山本長松町長の場合――、

「国のエネルギー政策に協力することで地域の開発・整備に国や県がバックアップしてくれるとすれば、結局は地元の利益になるはずです。国の政策の問題で隣近所がケンカし合うのはナンセンスじゃと思います。わたしら、基本的には物をいわない多数の住民の声を代表していると考えております。安全性についても、不利なものを除去しながら進めていくよりほか、ないでしょう。人間は進歩に向ってとまれないと思いますよ」

〝声なき声〟を代表するといい、〝進歩〟の中身までは問わない姿勢といい、住民のあらがう声とはまるでかみ合っていない。

また、中元清吉議長は――、

「当初あったカネを得たものへの経済的なねたみや、この地域特有の政治派閥的な反発が、いま、エスカレートしとると思いますな。一種の宗教を信じるような精神の安定を欠いた反対では仕方ありませんよ」

「原始から原子へ」、「南予開発のエース」、はては「希望の光」とまで企業が売込む伊方ゲンパツ。かつて同じ愛媛県の北宇和郡津島町と徳島県海部郡海南町で地元の反対に会ったゲンパツ。この伊方が三度目の正直となるかどうか。原子炉に火がはいる前に、反対の動きが一足先に点火され、〝稼働状態〟になってしまったのだ。

《大阪編集部　千本健一郎》

垣見証人証言要旨

工　地質・地盤について

1　安全審査においては、本件原子炉主要施設を設置する場所において実施された試掘横坑調査、岩盤試験等の詳細な調査結果に基づき、原子炉主要施設を設置する場所の地盤は、当該施設を支持するのに十分な地耐力を有するものと判断した。　また、敷地の地盤についても、ボーリング、地表弾性波探査等の結果からみて、敷地には一様に堅硬な岩盤が広く分布していることを確認した。
更に、本件原子炉の敷地は、四国の西端に細長く突出した佐田岬半島の付け根に位置しているが、佐田岬半島地域においては、有史以来大きな地変や火山活動等は認められず、また、空中写真、現地調査等の結果からみても、本件原子炉を含む周辺地域は地質的に安定していることを確認した。

2　安全審査においては本件原子炉の敷地との関連において、更に中央構造線についても、その位置と活動性を検討した。　すなわち、その位置については、佐田岬半島の地盤全体が中央構造線の南側地域で一般にみられる三波

いても，その位置と活動性を検討した。すなわち，その位置については，佐田岬半島の地盤全体が中央構造線の南側地域で一般にみられる三波川変成岩のみでできていることなどより，佐田岬半島上にはもちろんのこと，海岸線付近にもないことを確認した。
更に，念のため，敷地前面海域において実施された音波探査の結果からみて，もしも中央構造線が敷地前面海域の比較的敷地に近い所を通っているとしても，沖合5～8キロメートルの範囲であって，これより敷地寄りを通っていることはないことを確認した。
中央構造線の将来の活動性については，音波探査の結果をふまえて検討した結果，敷地へ影響を与えるおそれのある敷地前面海域においては，四国中東部に比べて，その活動性は極めて低いものと判断した。
これらのことは，その後行われた調査結果によっても十分裏付けられている。
また，敷地近傍地域で部分的にみられる地すべりや，原子炉主要施設を設置する場所の基礎岩盤付近で認められた小さな破砕帯についても，種々の調査の結果に基づき，原子炉設置上問題はないものと判断した。

Ⅱ　地震について

1　安全審査においては、敷地周辺における過去の地震記録や地震被害記録等のデータを精査した上，近年の器械観測による詳細な地震資料等に基づき検討した結果、敷地周辺で将来起こると考えるべき地震は次のとおりであると判断した。

(1) 敷地近傍の伊予灘・豊後水道及び宇和海の地域で起こる地震については，深さ30～50キロメートル，最大のマグニチュードは7

(2) 安芸灘（敷地北方約80キロメートル）を中心とする地域の地震については，深さ30キロメートル，マグニチュード7.1程度

(3) 日向灘（敷地南方約150キロメートル）を中心とする地域の地震については，深さ20～40キロメートル，マグニチュード7.5程度

これらの地震の規模等を考慮し，敷地近傍地域で将来起こると考えるべき深さ30～50キロメートル，マグニチュード7の地震が，敷地の真下の30～50キロメートルの所で起こると想定する場合が，設計上最も厳しいものと判断した。

2　更に、敷地周辺において中央構造線に関連した地震が過去に起こったかどうかについても検討したが，被害の特徴，震央及び震源深さ分布等からみて，過去の地震のうち中央構造線の活動と関連がある地震は認められ

2　更に敷地周辺において中央構造線に関連した地震が過去に起こったかどうかについても検討したが、被害の特徴，震央及び震源深さ分布等からみて，過去の地震のうち中央構造線の活動と関連がある地震は認められなかった。

しかしながら，将来万一の場合を考えて，四国西部の活断層の状況，敷地付近の沖合の海底地質調査結果等を検討したが，たとえ起こるとしても想定されるマグニチュードは6～7程度であり，歴史的な記録にある地震以上のものは起こらないものと判断した。

● インタビュー ——科学技術庁安全審査管理官　堀内純夫 氏にきく——

間もなく結審，伊方原発訴訟

昭和 48 年8月 27 日に松山地方裁判所に行政訴訟された伊方原子力発電所の設置許可問題は，現在まで 34 回の公判を終り，今年 10 月頃には結審とみられている．この間伊方訴訟に相ついで東海第二原子力発電所，福島第二原子力発電所（1号機）でも原発訴訟が起こされており，その中では伊方が最初の判決となりそうだ．住民側原告から訴えられた国側代理人の1人である安全審査管理官堀内純夫氏にうかがった．

本誌　伊方訴訟の結審が近い，と聞きますが，原発訴訟についてお話下さい．

堀内　昭和 48 年8月に始められたこの訴訟はこれまでに 34 回の裁判を終り，あと数回で結審になると思います．参考までに紹介しますと，伊方原子力発電所は昭和 47 年5月に許可申請がなされ，同年 11 月に許可処分，48 年1月に異議申立て，同年5月に棄却されて訴訟が起こされたものです．

伊方訴訟について，2カ月後には東海第二原子力発電所（許可申請は昭和 46 年 12 月），さらに昭和 50年1月には福島第二原子力発電所（許可申請は昭和 47 年8月 28 日）についても訴訟が起こされています．進行状態は，伊方がもっとも進んでいて，同時期に始った東海はまだ 14 回の公判しか開かれず，書面交換の段階で証人調べに入っていません．福島も同じですが，「原告適格問題」で，本案前の段階に止っています．伊方の場合には，ほぼ証人調べが終った今年の6月頃に提起しました．

本誌　どういうことですか．

堀内　国側から申立てたわけですが，少し説明しますと，行政訴訟法の規定には抗告，当事者，民衆，機関訴訟など4つの形が規定されており，原発訴訟は抗告訴訟ということになります．この場合には，「原告の適格性」が必要とされ，「処分の取消しを求めることによって法律上の利益を有する者に」限られるわけです．原子炉許可は，一般公衆に災害を及ぼさないことを前提に，基準に基づいて行なっています．被告の主張に対して裁判所は原告側がどういう不利益をこうむるのか具体的に示してくれ，ということを求めたわけです．

本誌　伊方は結審近くに，福島では最初から「原告適格性」をもち出したという違いはどういうことですか．

堀内　伊方の場合は初めての訴訟だったこともあり，積極的に原子炉の内容について，原告の疑問に応えていこう，という姿勢が強かったといえるでしょう．

本誌　そうすると，2回目以降は「かんべんしてくれ」ということですか？

堀内……．というわけではないが，それぞれ訴訟の状況も違っているし……．

本誌　「原告適格性」そのものが訴訟の内容にも思えるのですが，もう少し具体的に聞きましょう．争点にふれてください．

堀内　ポイントをひろって紹介しますと，共通していえるのは，第1に放出放射能の問題ですね．平

常時に 0.5 rem，さらに ALAP の 精神で 5 mrem 以下に抑えても放射能影響に“しきい値”はなく直線的効果があり，どんなに低くても晩発性，遺伝性影響はさけられない，ということです．ついで最大仮想事故に関して，ラスムッセン報告なども引用して，たとえ確率が低くても起こる可能性は否定できないから設置すべきでないという主張があります．

この他，手続き面の問題，安全審査や住民参加などですね．そのほか核燃料サイクル全体の安全性，蒸気発生器や燃料問題，ECCS の実証性などから立地選定の当否まで原子力開発についてあらゆる問題が主張されています．

本誌　もう少し具体的にみると……．

堀内　第1の原子の発電所の危険性については，放射性物質をつくり，完全な隔離はむずかしい，しきい値はない，閉じ込めている機械設備に絶対的な信頼はおけない，現に少量とはいえ放出している，さらに万一の事故も考えられる，ということです．第2に手続き的違法性では，審査が形式的書面審査で，実験などはやっていない，公聴会，資料公開なども絡め住民参加がないこと，導入技術であること，審査期間がみじかく，審査基準に具体性を欠く，指針や基準が法律になっていない，ということがあげられます．

内容的違法性としては，個別の炉ではなく，BWR，PWR 全体の問題として出されておりますが，原子炉安全の欠如を主張しています．この中では，蒸気発生器細管漏洩，燃料のボーイング，応力腐食割れ，ECCS の信頼性（とくに実証していないと指摘）そして温排水問題です．

最後に立地選定の誤りで，これは訴訟によって少しずつ特徴があります．伊方では，地震の多発地帯であり，中央構造体に近い，淡水の取得の困難性が中心で，東海では再処理施設と近接し，都市に近いこと，福島では集中立地がいわれています．

本誌　こうした主張に対して国の立場は？

堀内　具体性に欠く，観念的なものが多いと感じています．国としても，原子炉は放射性物質を生み出しますし，潜在的危険性は承知しています．しかし，事故の起きやすさと危険の大きさ，この積をリスクと表わしますが，リスクの大きさで判断した場合には，十分安全な措置を取っているわけです．原告側は余り主張しませんが，どのエネルギー源を使うか，ということも含めてリスク・ベネフィットの観点から選択されることが必要です．ラスムッセン報告では原子力発電所の危険性はいん石の落下による危険性と同程度であるとされています．“しきい値”にしても，一応住民側が主張する「しきい値がない」という考えに立って自然放射線のレベルの変動中程度に抑えるようやっているわけですね．原子炉にトラブルはあっても，公衆や環境に影響は与えた例はありません（温排水の熱的影響は通産省の管轄であり，放射能に関する以外原子炉規制法の対象外とのこと）．

本誌　海外では，住民側が勝訴した例も出ているようですが，日本の訴訟への影響は？

堀内　国情も違いますし，安全審査のやり方もいろいろですから直接どうこうはないと思います．

アメリカではバーモント・ヤンキー，ミッドランドで判決が出ていますが，環境保護法に定められた環境調査を行なっていない，ということでした．これは，手続き的に不十分ということであって，原子炉安全そのものを問題にしたわけではないと思います．西独ではヴィールで，原子炉圧力容器について「1000 万分の1でも危険性があればだめだ」として反対派もびっくりした，という報道もありました．このあとのグラフェンラインフェルトの裁判では逆の判決が出ていますが，ヴィール判決のもとになったルドフィスハーフェンにある BASF 社の炉に関する原子力安全委員会の報告を間違って引用したと聞いています．この点については原子力安全委が「少し違う」と言及しています．裁判所の判断が技術面でどこまで確信をもっていたか，少し疑問に思っています．

（文責 編集部）